

京都府南部地域モビリティ・マネジメント調査業務仕様書

1 業務の目的

京都府では、阪急西山天王山駅の開業（平成 25 年 12 月 21 日）、京阪淀駅の整備など公共交通の利用環境の向上を踏まえ、京都市伏見区淀地域及び乙訓地域（向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町）の地域住民や企業従業員等に向けて、広域的なモビリティ・マネジメントを行い、西山天王山駅の開設と高速バス停留所の設置などを周知、啓発することにより、過度に自動車に依存しないライフスタイルにより、地域の活力ある発展と公共交通ネットワークの活性化を図ることを目的とする。

2 業務内容

本業務は、モビリティ・マネジメントの取り組み等について、見積限度額の範囲内で、有効な手法と実施に向けた方策を検討し、提案する。

(1) モビリティ・マネジメント業務

① 職場MM（通勤者向けモビリティ・マネジメント）

- 対象事業所：京都市淀地域周辺及び長岡京市、乙訓郡大山崎町の主な沿線企業（対象約 30 事業所）
- コミュニケーションツールの作成
 - ・新駅開業等の周知用啓発物の作成（コンテンツのみ）
 - ・通勤、通学に対応した、時刻表掲載公共交通マップの作成（京都市淀地域用（コンテンツ及び印刷）、長岡京市・大山崎町用（コンテンツ及び印刷）、向日市用（コンテンツのみ））
 - ・コミュニケーションアンケート（コンテンツ及び印刷）
 - ・職場MM用ニューズレターの作成（コンテンツ及び印刷）
 - ・印刷については、各 10,000 部程度とする。
- コミュニケーションアンケートの集計・分析

② 居住者MM（沿線住民向けモビリティ・マネジメント）

- 対象地域：京都市伏見区淀地域（対象約 6,300 世帯）及び乙訓地域（対象約 61,800 世帯（乙訓地域のうち向日市（約 21,500 世帯）、長岡京市（約 34,400 世帯）、大山崎町（約 5,900 世帯））
- コミュニケーションツールの作成
 - ・京都市伏見区淀地域住民向け啓発物の作成（コンテンツのみ）
 - ・長岡京市、大山崎町住民向け啓発物の作成（コンテンツのみ）
 - ・向日市住民向け啓発物の作成（コンテンツのみ）
 - ・広報用フィードバック用啓発物の作成（コンテンツのみ）
- おでかけマップ検討会議の運営

効果的なモビリティ・マネジメントとして、地域団体も参画するおでかけマップ検討会議（以下「検討会議」という。）の計画準備・運営を行う。

検討会議は、京都市伏見区淀地域と長岡京市域の 2 ヶ所で開催。

開催回数は各 1 回を予定し、検討会議に必要な資料や議事録の作成、経費（学識経験者への報酬及び旅費（2 名分））の支出などの運営事務を行う。

 - ・報償費：1 回 10,000 円／名
 - ・旅費：淀地域 1 回 1,320 円／名
長岡京市域 1 回 820 円／名

○ その他

モビリティ・マネジメントは、沿線市町の広報媒体等を活用し、行う。
広報等については、次のとおりとする。

	1 1 月	1 2 月	1 月 中 旬	3 月
新路線のPR 広 報 媒 体	市町広報誌等	市町広報誌等	市町広報誌等	市町広報誌等
内 容	(予告) 新駅 開業 [居住者MM]	(保存版) 市 域の公共交通 マップ [職場MM用] (意見等 コミュニケーション)	利用者の声、 おでかけ マップ [居住者MM] (意見等 コミュニケーション)	利用状況等 フィードバック、4 月以降の運行 [居住者MM] (意見等 コミュニケーション)

③ その他

上記①、②の内容を踏まえ、見積限度額の範囲内で、効果的なモビリティ・マネジメントの検討と展開及び次年度以降のモビリティ・マネジメントの展開に関する提案をお願いします。

(2) 南部広域バス利用促進協議会の運営

当該地域のモビリティ・マネジメント業務等の実施のため、南部広域バス利用促進協議会(以下「協議会」という。)の計画準備・運営を行う。

開催回数は2回を予定し、協議会に必要な資料や議事録の作成、経費(学識経験者への報酬及び旅費(2名分))の支出などの運営事務を行う。

- ・報償費：1回 10,000円/名
- ・旅 費：1回 2,040円/名

(3) 打合せ、協議

本業務にかかる打合せは、着手時、中間打合せ、成果品提出時の3回行う。

(4) 成果品のとりまとめ

前述した(1)～(3)における各項目について、成果報告書として一式をとりまとめる。

成果報告書(冊子3部、電子データ3部)を提出し、その権利は京都府に帰属するものとする。

3 総則

本業務の履行に当たっては、本業務仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(案)」(平成25年3月京都府)によるものとする。

4 業務実施体制

- (1) 当該業務には、管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。

管理技術者、照査技術者には、技術士(総合技術管理部門(「都市及び地方計画」又は「道路」)又はRCCM(「都市計画及び地方計画」又は「道路」)を保有する資格者を配置すること。

- (2) 業務実施体制に記載した配置予定技術者全てについて、同種業務の履行実績及び現在履行中の業務を記載すること。

5 委託業務の期間

本業務の期間は、契約の日から平成 26 年 3 月 20 日までとする。

ただし、作業スケジュールについては、京都府建設交通部交通政策課と協議し、その指示に従うこと。

6 その他

契約書及び京都府南部地域モビリティ・マネジメント業務仕様書に定めのない事項については、協議して決定するものとする。